

旭川医科大学競争参加資格等審査委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年8月2日学長裁定)

旭川医科大学競争参加資格等審査委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学競争参加資格等審査委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1 設置目的</p> <p>本学の建設工事<u>等</u>に係る一般競争及び事前に技術的適正などの審査を行う指名競争入札を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 審議事項</p> <p>(1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項</p> <p>(2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項</p> <p>(3) 事前に技術的適性等の審査を行う指名競争に付そうとする場合における、当該審査に基づく資格の有無の確認に関する事項</p> <p>(4) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項（一件の予定価格が二千万円未満の工事<u>等</u>を除く。）</p> <p>(5) 上記(3)の資格の確認に対する再苦情に関する事項</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1 設置目的</p> <p>本学の建設工事に係る一般競争及び事前に技術的適正などの審査を行う指名競争入札を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 審議事項</p> <p>(1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項</p> <p>(2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項</p> <p>(3) 事前に技術的適性等の審査を行う指名競争に付そうとする場合における、当該審査に基づく資格の有無の確認に関する事項</p> <p>(4) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項（一件の予定価格が二千万円未満の工事を除く。）</p> <p>(5) 上記(3)の資格の確認に対する再苦情に関する事項</p> <p>(略)</p>

この規程は、令和6年8月2日から実施する。

**【改正理由】**

工事以外の入札に係る競争参加資格について、競争参加資格等審査委員会で審議できるようにするため。